

遭難対策基金の積立・支出に関する規定（案）

丹沢トレッキングクラブ

1. 目的

当クラブ主催山行において、また、当クラブメンバが、山岳遭難事故等に遭遇した場合等に備え、クラブ創立以来、遭難救助活動等に関わる経費並びに見舞金等に充てる費用として、相互扶助の観点から、これまで遭難対策基金(以下基金と略す)を積立てて、万一に備えてきた。本規定は、基金の積立と万一の際の基金からの経費及び見舞金、賠償金等の支出に関する定めを明文化したものである。

2. 基金の積立及び管理

メンバは、入会時および、休会中のメンバが年度途中で現役メンバに復帰する際、並びに、それ以降の年度当初毎に、一人 3,000 円を積み立てる。積立てた基金は、個別勘定にして会計係が管理し、総会並びに必要なに応じて会計報告して承認を受けるものとする。なお、本基金を第 1 条の目的以外に使用することは、本クラブを解散する場合を除いて、これを認めない。

3. 基金積立の猶予・免除

シニアメンバ及び年度当初時点で休会中のメンバに対しては、基金積立金徴収を免除する。また、年度末時点で、本基金積立金総額が 200 万円を越えることが確実な場合は、それまでに本基金を 5 回以上積立てた一般現役メンバに対しては、翌年度の積立金の徴収を猶予する。なお、メンバが退会しても、それまでに積立てた基金は返却しない。

4. T T C 主催山行遭難事故等発生時の対応

(1) パーティごと、あるいはパーティメンバが行方不明になり、捜索・救助活動が必要になった場合：T T C 内に遭難対策班を組織し、必要に応じて遭難対策担当者を現地に派遣する。派遣に要する旅費と宿泊費、現地との連絡費用等の実費、並びに、遭難捜索に要する諸経費は基金から支払う。ただし、当該パーティメンバが加入する山岳遭難捜索保険等からの保険金支払いが受けられる場合は、その保険金を優先的に上記経費支払いに充当する。ただし、経費が、保険金支払い額を越える場合、あるいは、保険金支払い対象にならない経費については、本基金から支出する。ただし、支払金額は原則として基金積立金総額を上限とし、それを越えることがあっても、当クラブとして支払いの責を負わないものとする。基金からの支払い(立替払いを含む)を実施する際は、遭難対策班が世話人会に諮って事前に承認を受けたのち、至近の例会または総会において報告して承認を受けるものとする。ただし、緊急を要する出費で、上記承認手続きが間に合わない場合は、遭難対策班の判断による 30 万円以下の基金からの支払権限と、その事後承認手続きを容認する。なお、遭難対策班の設置並びにその役割等については、別途定めるものとする。

(2) 行程途中並びに山中行動中にパーティメンバが負傷・疾病等によって、地元警察・消防・山岳救助隊・山小屋関係者・地元自治体関係者・第三者等から救助を受けた場合の経費：当該メンバが加入する山岳保険から支払われる保険金を充当することを基本とするが、その経費が支払保険金額を越える場合や支払い対象とならない経費については、本規定第 4 条(1)に示す手続きに準じた承認手続きを経たうえで、本基金から支出する。ただし、支払額の上限は基金積立金総額を上限とし、それを越えることがあっても、当クラブとして支払いの責を負わないものとする。

(3) 提案山行に参加した非メンバ及び入会を前提にお試し山行に参加した非メンバが当事者の場合：原則として当クラブは遭難救助等に要した経費負担の責を負わない。ただし、当該山行リーダーが、当クラブとして責任を負わないことを当該者に説明したうえで、当該者の参加を世話人会で事前に承認を受け

た場合は、死亡時 20 万円以内、負傷時はその程度に応じて、10 万円を限度に見舞金を支払う。見舞金を支払う際は、世話人会に諮って承認を受けたのち、至近の例会または総会に報告して承認を受ける。ただし、世話人会に当該者参加の事前承認を受けなかった場合は、上記見舞金は支払わない。

(4) 「レンタカー利用山行に関する運用規定」第 6 条に関わる費用支払い義務が発生した場合：基金積立金総額を限度に本基金から支払う。

(5) 「TTCマイカー山行の車両利用規定」第 6 条に関わる当該パーティメンバーへの支払い義務が生じた場合：パーティメンバー一人当たりの負担額の上限を 5 万円とし、それを越える支払い義務が生じた場合は、本基金積立金総額を限度として、本基金から支払うものとする。

(6) 山行中において当クラブメンバーの過失により、第三者または当クラブメンバーに怪我等を負わせたとの責任が問われ、その結果、賠償金等の支払い義務が生じた場合：当該メンバーが加入する保険の自己責任賠償金で対応することを基本とするが、それを越える賠償金等が必要になった場合、並びに保険金支払い対象にならなかった場合等は、基金積立金総額を限度に本基金から支払うものとする。

(7) 山行リーダー並びに山行スタッフ等の過失責任が問われ、賠償金等の支払い義務が生じた場合：当該メンバーが加入する保険金で対応することを基本とするが、それを越える賠償金等が必要になった場合、並びに保険金支払い対象にならなかった場合等は、当該メンバーの過失責任が著しく大きいことが明白な場合を除いて、基金積立金総額を限度に本基金から賠償金を支払うものとする。

なお、本条(4)～(7)項に関わる費用または賠償金等を本基金から支出する際は、世話人会に諮って承認を受けたのち、至近の例会または総会に報告して承認を受けるものとする。

5. 個別山行においてTTCメンバーが山岳遭難事故に遭遇した場合の対応

TTCメンバーが個人山行を実施するにあたり、「TTC個人山行届出規定」に定める登山届を事前に届出する等の手続きを実施した山行において、当該メンバーが、行方不明あるいは、山中で怪我、疾病等で遭難救助を受ける事態が発生した場合は、第 4 条(1)項及び(2)項に定めたTTC主催山行に準じた救助体制及び経費支払いサポート体制を実施する。ただし、本基金からの支出限度は当該メンバー一人当たり 100 万円以内、または、基金積立金総額の何れか少ない金額を上限とする。なお、個人山行届のTTCへの事前届出がなかった個人山行、並びに日本国外での登山において生じた遭難事故に対しては、上記に定める救助体制及び経費支払いサポート体制実施の責務を負わない。

6. その他

本規定並びに関連する諸規定に定めがない事態が生じた場合は、TTC規約並びに本規定第 1 条に定める、TTCメンバーの相互扶助重視の基本方針に則り、TTC世話人会、または、世話人会が任命した遭難対策班メンバーが中心になり、当事者を含めて、誠意をもって話し合い、関係者が納得できる解決策を見出す努力をするものとする。

7. 規定の改廃

本規定の改廃は、世話人会において承認を受けたのち、メンバーの過半数が出席する総会及び例会において、出席者の過半数の賛意をもって成立する。

8. 付則

本規定は 2015 年 1 月 24 日付にて制定し、即日実施する。